

千葉市子育て支援コンシェルジュ事業実施要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、就学前児童の保護者が子育て支援サービスを確実かつ円滑に利用することができるよう、当該保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言等を行うために本市が行う千葉市子育て支援コンシェルジュ事業（以下「本事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

第2章 事業内容等

(対象者)

第2条 本事業の対象者は、就学前児童（以下「児童」という。）の保護者とする。

(本事業の内容)

第3条 本事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 認可保育所、認定こども園、小規模保育事業や家庭的保育事業等の地域型保育事業、千葉市保育ルーム、幼稚園の長時間預かり保育等の保育サービスの利用に関する相談、情報提供等
- (2) 前号に掲げるほか子育て支援サービス全般の利用に関する相談、情報提供等

(子育て支援コンシェルジュの配置)

第4条 前条に掲げる事業を実施するため、予算の範囲内で、区保健福祉センターこども家庭課（以下「こども家庭課」という。）に、千葉市子育て支援コンシェルジュ（以下「子育て支援コンシェルジュ」という。）を配置する。

(子育て支援コンシェルジュの業務内容)

第5条 子育て支援コンシェルジュは、こども家庭課長の指揮監督の下に、次に掲げる業務を行う。

- (1) 保育サービスの利用に関する相談、情報提供等に関する業務
 - ア 保育サービスの利用を希望する保護者に対し、それぞれのニーズや状況に適した保育サービスを利用できるよう、相談、情報提供、助言等を行うとともに、地域子育て支援拠点、乳幼児健康診査の場等に出向くなどして積極的に情報提供等を行うこと。
 - イ 認可保育所等の入所待ちとなった児童の保護者に対し、他の保育サービスを利用できるよう、相談、情報提供、助言その他のアフターフォローを行うこと。
 - ウ 保育サービスを提供する各施設と連携を図り、当該各施設の入所状況、サービスの内容等の情報を収集し、相談時等に情報提供できるよう整理等を行うこと。
- (2) 子育て支援サービス全般の利用に関する相談、情報提供等に関する業務
 - ア 子育て支援サービスの利用を希望する保護者に対し、それぞれのニーズや状況に適した子育て支援サービスを利用できるよう、相談、情報提供、助言等を行うこと。
 - イ 子育て支援サービスの利用に関する情報の収集、整理等を行うこと。
- (3) その他前各号に掲げる業務に付随する業務でこども家庭課長が必要と認める業務

(子育て支援コンシェルジュが業務を行う日及び時間帯)

第6条 子育て支援コンシェルジュは、第9条に定める子育て支援コンシェルジュの勤務時間において、業務を行う。

第3章 子育て支援コンシェルジュの採用等

(採用)

第7条 子育て支援コンシェルジュは、保育士又は幼稚園教諭の資格を有している者の中から、選考の上、採用する。

(採用期間)

第8条 子育て支援コンシェルジュの採用期間は、4月1日から翌年3月31日までの間で、任用通知書に記載した期間とする。

第4章 雑則

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。